

環境アセスメントに係るお知らせ

令和2年2月27日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づきリサイクルパークあさお整備事業に係る事後調査報告書（供用時その3）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	リサイクルパークあさお整備事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為） 廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区王禅寺1285番地 ほか
	指定開発行為の目的	一般廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	ごみ焼却処理施設面積：約7,000 m ² 粗大ごみ処理施設面積：約3,000 m ² 、リサイクル施設面積：約3,000 m ² 処理能力：ごみ焼却処理施設 450 トン／2.4時間 粗大ごみ処理施設 55 トン／5時間 リサイクル施設 92 トン／5時間
	事後調査の項目等	植物・緑
環境影響評価の手続経過	平成13年 1月30日 環境配慮計画書公告 平成14年 3月13日 条例環境影響評価方法書公告 平成17年11月 8日 条例環境影響評価準備書公告 平成18年 9月22日 条例環境影響評価書公告	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：令和2年2月27日（木）～令和2年3月27日（金） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時 間：午前8時30分から午後5時 麻生区役所では、第2土曜日の午前8時30分～午後0時30分も 縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0.html
	縦覧場所	麻生区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 ・ 意見書を提出できる期間： <u>令和2年2月27日（木）から令和2年3月27日（金）まで</u> （郵送の場合は、令和2年3月27日消印有効） ・ 提出先： 環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） ・ 提出方法： 提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマットにて御提出ください。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4533 ・意見書の用紙は、各縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。また、記載いただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156